

# 一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

## 執行機関旅費規程

### 第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下「JVL」という。）の執行機関の構成員に対する旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条〔定義〕

(1) 旅費は、その用途で交通費と宿泊費に分別し、夫々を次のとおりに定義する。

① 交通費

自宅もしくは主たる勤務地から公共交通機関を使って最も経済合理性のある経路で目的地へ移動するのに要する費用。ただし、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、当該経路による移動が困難な場合には、実際に使用した経路を認める

② 宿泊費

前号において、片道 100km 以上の移動の場合は必要に応じて宿泊を認めるが、このとき利用したホテル、旅館またはその他有料の宿泊施設の費用

(2) 交通費は次のとおりに分類する。

① 鉄道費

鉄道を利用した場合の旅客運賃および特急、座席または寝台料金

② 航空費

航空機を利用した場合の旅客運賃および座席料金

③ 船舶費

船舶を利用した場合の旅客運賃および船室または/および座席料金

④ 諸車費

バス、タクシー、またはその他の公共交通機関を使用した場合の旅客運賃および座席料金

(3) 旅費は、目的地に応じて国内旅費と海外旅費に分別する。

### 第3条〔適用範囲〕

(1) 本規程で扱う旅費は重要な執行機関が次条に定める任務を遂行するために要するものとし、適用する執行機関の構成員は次の各号とする。

① 役員

② 実行委員会委員

③ 法務委員会委員

- ④ 規律委員会委員
  - ⑤ 裁定委員会委員
  - ⑥ 役員指名報酬委員会委員
  - ⑦ クラブライセンス諮問会構成員
  - ⑧ 前7号のほか本規程の適用が適切であると代表理事が認めた者
- (2) 事務総長、クラブライセンスマネージャー、事務局長および事務局職員（クラブライセンス事務局を含む）が前項を兼務する場合は、適用対象外とする。

#### 第4条〔支給対象〕

- (1) JVL は、前条に定める適用対象者が次の業務執行に要する移動費用を負担する。
- ① JVL の事務所または JVL が指定する会場で行う社員総会、理事会、各種委員会および各種諮問会の会議に出席するためにかかる移動費用
  - ② 代表理事の要請に基づき、役員、各種委員会委員または各種諮問会構成員として競技会、講演会または研修会派遣もしくは出張を行う場合の移動費用
- (2) 本規程において、クラブの経営責任者であり代表者である実行委員（当該実行委員が役員または実行委員以外の各種委員会委員を兼務する場合を含む）の移動については、原則として当該実行委員が属するクラブの事務所所在地の最寄り駅を経路始点とする。
- (3) 日常的に JVL 事務所へ出勤するための通勤費を別途で受領している適用対象者が JVL の事務所（JVL 事務所の近隣会場を含む）で行う会議または研修等に出席する場合は、移動がないものとする。
- (4) 第1項の規定にかかわらず東京都市圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に自宅または主たる勤務先を有する適用対象者が、JVL の事務所（JVL 事務所の近隣会場を含む）で行う会議または研修等に出席する場合、JVL はその移動に要する費用を負担しない。

#### 第5条〔旅費基準〕

交通機関の使用および宿泊費の上限基準は下表のとおりとする。

国内旅費	交通機関の使用上限				宿泊費 (円/日)
	鉄道	航空	船舶	諸車	
代表理事 業務執行理事	グリーン	ビジネス	一等船室	実費	20,000
理事 監事	特急指定席	エコノミー	二等船室	実費	15,000
裁定委員長 法務委員長	グリーン	ビジネス	一等船室	実費	20,000
実行委員 規律委員	特急指定席	エコノミー	二等船室	実費	15,000

裁定委員 法務委員 役員指名報酬委員 クラブライセンス諮問会構成員					
--	--	--	--	--	--

国外旅費	交通機関の使用上限				宿泊費 (円/日)
	鉄道	航空	船舶	諸車	
代表理事 業務執行理事	グリーン相当	ビジネス	一等船室	実費	実費
理事 監事	特急指定席	ビジネス	二等船室	実費	実費
裁定委員長 法務委員長	グリーン相当	ビジネス	一等船室	実費	実費
実行委員 規律委員 裁定委員 法務委員 役員指名報酬委員 クラブライセンス諮問会構成員	特急指定席	ビジネス	二等船室	実費	実費

#### 第6条〔支給〕

- (1) JVL は、本人からの申請（代理申請を認める）に基づき、原則として旅費を本人に直接支給する。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、実行委員が実行委員（含む実行委員幹事）として要した旅費は、当該実行委員の属するクラブに支給する。
- (3) JVL は、旅費を月次単位でまとめて、指定する金融機関の口座へ振込み支払いする。

#### 第7条〔補則〕

本規程に定めるもののほか、執行機関の構成員の旅費について必要な事項は理事会が別に定める。

#### 第8条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

#### 第9条〔施行〕

本規程は2023年9月25日より施行する。

附則

〔制定〕

2023年9月25日制定

- (1) 本規程の制定により、旅費規程（平成17年8月5日制定）において、第2条は以下のとおりに読替えるものとする。なお本附則は、当該旅費規程の改正後これを削除する。

第2条（適用範囲）

本規程の適用を受ける出張者の範囲と区分を次のとおりとする。

- (1) JVL主催の各種会議、部会、委員会、研修等の出席、参加者。ただし、役員および各種委員会委員については、理事会が別に定める執行機関謝金規程および執行機関旅費規程の規定を優先する。
- (2) 事務局の職員等勤務者
- (3) JVL主催大会に派遣役員として委嘱するJURY、レフェリー、実行支援部員及びこれに準ずる者